

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和8年6月24日

【ファンド名】 スーパーファンド・ジャパン
(Superfund Japan)

【発行者名】 スーパーファンド・ジャパン・トレーディング
(ケイマン)リミテッド
(Superfund Japan Trading (Cayman) Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役
アンジェリーク・アレクサンダー(旧姓:トゥイット)
(Angelique Alexander (Tuitt), Director)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1 - 9010、グランド・ケイマン、
クリケット・スクエア、ウィロー・ハウス4階、
キャンベルズ・コーポレート・サービシーズ・リミテッド気付
(c/o Campbells Corporate Services Limited, Floor 4,
Willow House, Cricket Square, Grand Cayman, KY1-9010,
Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 森 下 国 彦

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 吉 村 紘 子
弁護士 千 葉 幹 大
弁護士 池 亀 泰 樹

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03(6775)1000

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1 【提出理由】

令和8年7月1日付で、当ファンド(スーパーファンド・ジャパン)のサブファンド「グリーンC」の受益証券は、当該ファンドの登録受益権者による決議に基づいて償還され、受益権者は、当ファンドのサブファンド「グリーン」(令和8年7月1日付でサブファンド「トレンド」に名称変更予定)の対応する各クラスの受益証券を相応数、新しく獲得することとなる予定です(以下「本サブファンド統合」といいます。)。本サブファンド統合の結果、サブファンド「グリーンC」は令和8年7月1日付で受益者を有しないことになり、終了します。

よって、金融商品取引法第24条の5第4項及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものです。

2 【報告内容】

(イ) 当該解散等の年月日

令和8年7月1日(償還(終了)日)

(ロ) 当該解散等に係る決定に至った理由

当ファンドのサブファンド「グリーンC」の管理会社は、リターンの向上及び運用の効率化を図るため、サブファンド「グリーンC」をサブファンド「グリーン」と統合することが顧客の利益に資すると判断しました。そのため、当ファンドの登録受益権者による決議に基づき、令和8年7月1日付で、サブファンド「グリーンC」の全ての受益証券を償還し、サブファンド「グリーン」(令和8年7月1日付でサブファンド「トレンド」に名称変更予定)の対応する各クラスの受益証券を相応数、新しく取得する、本サブファンド統合の実施を決定しました。

(ハ) 法令に基づき当該解散等に係る決定に関する情報を当該発行者の発行する特定有価証券の所有者に対し提供している場合又は公衆の縦覧に供している場合には、その旨

法令に基づく情報提供義務はありませんが、令和8年4月30日付の書面により、当ファンドの受益者に本ファンド統合につき通知しております。

添付書類

1. 在職証明
2. 委任状